

福井原発訴訟(滋賀)を支える会ニュース

2016年7月20日 No.24 連絡先 吉原稔法律事務所 Tel 077-510-5262 FAX 077-510-5263
E-mail nql30048@nifty.com ホームページ <http://www.nonukesshiga.jp/>

内容

7月12日 大津地裁 関電異議申立を退ける	1
仮処分申立人、弁護団声明	4
原発のコストあれこれ(3)	5
支える会の状況、今後の裁判日程	7
脱原発をめざす首長会議学習会の概要	8
原子力規制委が訴訟対応で新基準解説資料を作成	10
7/31 原発の地震評価は過小 原発震災・破局的災害を止めるための集い	11
お礼 大津地裁決定報告集会等	12

仮処分異議審決定 三たび高浜再稼働を認めず 福島事故を受け止めた明快な判断が随所に

7月12日、大津地裁(山本善彦裁判長)は、関西電力高浜原発3、4号機の運転差し止め仮処分を取り消すよう関電が申し立てていた異議を退ける決定を行いました。3月9日の仮処分決定、6月17日の執行停止申立に対する決定、そして今回と三度にわたって高浜原発再稼働に対して国民・県民の願いに沿った判断を下したことになります。

弁護団と申立人は、この決定を高く評価する声明を発表するとともに、記者会見・報告集会を開催し、内容を深めました。



【井戸弁護団長の概要報告】

異議審で関電は新たな主張・立証をしていないので今回の決定は当然といえるが、3月9日の決定以上に大きな意義がある内容だ。

まず、関電の主な主張は、①安全性に直結する具体的な主張及び疎明を行うことを通じて安全性の主張を行うとしており、新規制基準の合理性の立証は不要としていること、②どのような機序で事故が発生し、債権者の人格権を侵害するののかという立証が必要、

という点であった。

これに対して裁判所は、①新規制基準は、福島事故に起因して、確立された国際的な基準を踏まえて施策を策定するという法律の趣旨に基づいて制定された規制であり、新規制基準が合理的であること及びこの基準に適合していることについても主張及び疎明をすべきであるとしている。②機序に関する判断についても、ひとつの欠陥があれば許されないというのが国民的認識だ。決定文では、

「事業者が安全性に欠ける点のないことの立証を尽くさなければ安全性に欠ける点があることが推認されるといえる」とし、「福島事故を目の当たりにした国民にとっての社会通念は原発の安全性の欠如から人格権の侵害は直ちに推認されるといえる」として関電の主張を退けている。

また、新規制基準そのものについて、「社会において許容され受け入れるべき危険の限度を画するものとなっているとすることはできない」とし、関電の主張及び疎明の程度では、新規制基準が安全対策として十分であるといえるものではないと厳しく断じている。

その他の特徴としては、①関電が FO-A～FO-B断層と熊川断層が連動した場合を想定し、これを余裕としていることに対し、当然考慮すべき計算なので余裕に当たらないという我々の主張を取り入れていること。②地表断層を調査するだけでは震源断層を把握することはできないという我々の主張を取り入れていること。③福島事故の原因究明が道半ばで策定された新規制基準にしたがって設置変更許可を受けたこと自体によって安全性が確保されたとみることはできず、設計や運転のための規制がどのように強化され、それにどう応えたのかの主張及び疎明が尽くされることが、安全性担保のための第一歩としていること等だ。

全体としては短いが、ポイントとなるところで明快な判断をしている。福島事故をしっかりと受け止めた立派な決定だ。

【マスコミ・参加者との質疑応答】

Q1.井戸弁護団長、今の気持ちは？

A. 日本中の原発を止めたいという思いで取り組んでいる。その一里塚となり得るような内容であり、心強くうれしい。

Q2.原決定では避難計画は国主導でとされた。国がこのメッセージを受け止めない状



況をどう思うか？

A. 国は上級審でひっくり返るといっているのではないかと。全国あちこちで原発訴訟が提起されており、福井、大津以外でも勝利すると共に上級審でも勝利して追い込んでいくことが必要。それができる状況が生まれていると思う。

Q3.社会通念という意味は？

A.3.11以降、原発事故が起こり得ることを誰も否定できない。社会がどこまでリスクを許容するか、いろんな要素がある。原発の必要性、使用済み核燃料の問題、避難計画等々。原発裁判で社会通念をはっきり示したのは福岡高裁宮崎支部の決定だが、今回の決定はこれを意識しているのではないかと。

Q4.関電はこの決定をくつがえすためにどのような主張をするか？

A. むずかしい。論点としては出尽くしている。

Q5.高裁の裁判官は地裁決定をどのように取り扱うか？

A. 地裁決定をできるだけ尊重しようとする人と独自の判断をする人の二つのタイプがある。

Q6.参議院選挙で与党が多数をしめたことはどう影響すると思うか？

A. 選挙のなかでは大きな争点となっていない。世論の大勢は再稼働反対だ。

Q7.今後のスケジュール観は？

A. 関電は保全抗告の申立を行い、その理由書が提出されれば我々はそれに対する反論を準備する。それが整えば裁判所が審

尋の期日を設定する。裁判所が主張要望をすることもあり、期日のなかでどれくらいで決定がでるかわかるだろう。

大阪高裁では原発裁判の経験者はいないので、一から勉強することになるのでいくら急いでも半年はかかるだろう。そうすると決定がでるのは早くて来年の春頃になるのではないかな。

Q8.高裁では勝てていないのでは？

A.3.11以降は裁判官の意識も変わっている。高裁で負けたのは福岡高裁宮崎支部で負けただけで地裁でしか勝てないということはない。

Q9.声明文にある島崎前委員長代理の基準地震動問題はということか？

A. 基準地震動を算定する式として、入倉・三宅式、武村式があり、入倉・三宅式が採用されている。裁判では武村式の方が

大きく算定されるのでこちらを使うべきという主張を行ってきたが、島崎氏が熊本地震について適用してみると入倉・三宅式は全く合わず、武村式が一致するという結果が得られたということだ。

Q10.高浜 3、4号機の停止状態は今後の裁判の結果でどうなるのか？

A.本訴との関係では、仮処分の高裁決定の方が早くなるだろう。もし本訴が早いとして、原告が仮に負けても抗告すると判決が確定しないので仮処分の効力は続く。

Q11.放射性廃棄物の問題が裁判の課題にならないか？

A. 今までは、安全性という点で主張しにくかったのであまり争点とならなかった。しかし、社会通念の問題、許容性の問題として今後は争点にできると思う。

感想・コメント

【吉川弁護士】

理性的な判断がされている。金儲けと国民の生命を天秤にかけて判断をしていると言っているのではないかな。

【崔弁護士】

福島事故をどう評価するかがポイントだ。福島という原点に目をふさぐという流れもあったが、原点に引き戻した決定だ。

【高橋弁護士】

正しい情報を国民に伝えるのが電力会社の姿勢であるべきだが残念ながら関電は国民の方を向いていない。3月9日の決定以降、様々な圧力があつた。「一地裁の裁判官が国のエネルギー政策に口をだす・・・」といった憲法無視のとんでもない発言もあつたが、それをはねのけての決定という点でも意義がある。

【辻原告団長】

2011年8月に第一次仮処分の申立をして以降、今日で一区切りがついた。全国に先駆けて提起し、全国に励ましを与えるものになったと思う。今回の決定を勝ち取ったのは、やはり世論の力だ。鹿児島では脱原発の知事が誕生し世論を一層高めていくことにつながるだろう。

安倍首相は「世界一厳しい基準」と繰り返し発言しているが今日の決定は基準について厳しい判断をしている。これが多数の声だ。



声 明

本日、大津地裁は、関西電力株式会社がしていた平成28年3月9日付仮処分決定（以下「原決定」という。）に対する異議申立てを退け、原決定を認可する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

関西電力株式会社は、異議審においては、従前の主張を整理し直ただけで、新たな主張立証をせず、早期の決定を求めた。本件決定は、当然の決定ではあるが、原発のない日本を希求する滋賀県民、日本中の人たちに希望をつなぐ意義深い決定である。

本件決定は、福島事故の原因も判っていないのだから、新規制基準に適合しているからといっても、それだけでは安全だとは言えず、社会において許容されないと述べた。その上で、少なくとも、規制がどのように強化され、関西電力株式会社がどう応えてきたかの主張疎明は安全性担保の第一歩であると指摘した。まさに、福島事故の教訓に正面から学ぼうとした決定と言えよう。

原決定がなされた後、伊方原発3号機の再稼働に向けての手續が着々と進められ、高浜1、2号機の40年を超える運転が許可される等、原子カムラは、なりふり構わず原発再稼働路線を貫こうとしているが、他方で、伊方3号機の運転禁止を求める本訴が広島地裁、大分地裁に、仮処分が、広島地裁、松山地裁、大分地裁に申し立てられ、高浜1、2号機の運転延長許可の取消し等を求める行政訴訟が名古屋地裁に提起される等、原発のない社会を求める市民の運動は大きな広がりを見せている。この時期になされた点においても、本件決定の意義は計り知れない。

熊本地震は、地震について科学が解明していることは、まだまだ一部であることを如実に示した。これが契機となって島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理は、高浜原発の基準地震動の策定にも使われている入倉・三宅の式が地震の規模の過小評価を招くことを明らかにして、警鐘を鳴らした。新規制基準が抱える問題点は、どんどん明らかになってきている。他方、この夏、関西電力の原子力発電所は一基も動かないが、政府は、国民に対する節電要請すらしない。原発が生み出す電力は、日本の社会にとって必要ないのである。

関西電力株式会社は、本件決定を真摯に受け止め、若狭湾岸の原発の運転を断念すべきである。我々は、関西電力株式会社が本件決定に対して保全抗告をしたとしても、大阪高裁における勝利を勝ち取るために引き続き力を尽くす決意である。

以 上

2016年7月12日

大津地裁高浜3、4号機仮処分申立事件
申立人、弁護団一同

原発のコストあれこれ(3)

関西電力は、3月9日の大津地裁仮処分決定で高浜原発運転停止に追い込まれ、5月から予定していた料金値下げを行わないこととしました。また、6月の株主総会でも高浜原発再稼働ができれば料金値下げを行うとしています。電気料金を下げる道は原発再稼働しかないのでしょうか。原発をゼロにするとどうなるのでしょうか。立命館大学の大島堅一教授は、原発再稼働と電気料金の関係について詳しく検討を行っており（「原子力発電所の再稼働と電気料金」、環境と公害 Vol.44 No.4、Apr.2015）、その内容を紹介します。

6. 原発の再稼働と電気料金

(1) 示されていない選択肢

大島氏は、関電は原発再稼働か原発再稼働準備の二つしか選択肢を示していないが、もう一つ原発ゼロという道があることを隠蔽しているとしています。つまり、再稼働せず停止している現在の状態は、原発維持費用と原発代替の火力発電の燃料費を同時に払っていることになり、再稼働に対して比較すべきは原発ゼロの場合の電気料金であると指摘しています。

また、関電のように原子力の比率が高い電力会社ほど、火力発電への投資が滞りがちで、燃料構成が非経済的になっており、原発をゼロにした場合、効率の悪い火力発電をせざるを得なくなると指摘しています。

(2) 電気料金と安全対策

原発には、電気料金に反映されない多額の社会的費用がかかっており、電気料金だけを比較しても社会全体が支払っているコストを比較しているわけではないことに留意しつつ、電気料金の原価を対象にして原発ゼロの場合の試算が行われています。

電気料金のみが安ければよいのであれば、追加的安全対策をとらず、福島事故以前と同じく原発を使い続けることが最もよいが、福島事故を経た以上、安全性を軽視してはならず、新たな知見が得られるたびに追加的安全対策が必要となり電気料金は上昇することやトラブルによる長期停止等により電気料金が安定せず、上昇する可能性が指摘されています。ただし、これらの問題は現時点では予測できないため、ここでの検討の対象にはされていません。

(3) 電気料金値上げ申請の経緯

福島事故後、原発は停止し、原子力で得られていた電力を穴埋めするために火力発電による焚増しが行われた結果、火力燃料費が増大し、これに対応するために関電では2013年に電気料金の値上げが行いました。さらに2014年にも値上げ申請が行われています。この間、二度も値上げを行っているのは関電と北海道電力だけであり、再値上げの背景には原発比率が高いことが指摘されています。対照的に原発比率の低い中国電力や中部電力は原発停止の影響をほとんど受けていないことが紹介されています。

(4) 原発ゼロの電気料金への影響

原発ゼロにした場合の電気料金への影響は、値上げとなる要素と値下げになる要素の両方が存在します。値上げ要素としては、短期的には火力燃料費が増大することであり、一方、値下げ要素としては、原発の維持費が不要になる点です。

また、関電のように原子力に過度に依存している場合、相対的に火力発電設備が貧弱で、石油火力の割合が高く、火力燃料費が増える傾向にあることを指摘しています。

(5) 原発再稼働の電気料金への影響

表 原発のあり方と電気料金の原価の関係に関する試算結果 (単位：億円、億 kWh)

	2013 年値上げ認可時		2014 年値上げ申請時		原発ゼロケース		原発ゼロケース (中部電力電源構成)		高浜 3・4 号機稼働ケース		高浜 3・4 号機、大飯 3・4 号機稼働ケース		
	金額	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額	電力量	金額	電力量	
燃料費	水力	0	122	0	118	0	118	0	118	0	118	0	118
	火力	9,023	829	10,602	952	10,602	952	8,401	952	9,477	879	9,477	879
	石油	3,379	216	4,452	289	4,452	289	179	12	3,327	216	3,327	216
	LNG	5,173	499	5,688	553	5,688	553	7,220	702	5,688	553	5,688	553
	石炭	472	114	462	110	462	110	1,001	238	462	110	462	110
	原子力	201	282	42	51	0	0	0	0	100	122	237	287
	新エネ	0	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
原子力バックエンド費用	188	—	39	—	0	—	0	0	39	—	188	—	
事業税	309	—	327	—	327	—	327	0	327	—	327	—	
地帯間・他社購入	3,095	297	5,046	419	5,664	470	5,664	470	5,074	421	3,080	256	
原発維持費	2,461	0	2,461	0	0	0	0	0	2,461	0	2,461	—	
合計	15,277	1,530	18,517	1,541	16,593	1,541	14,391	1,541	17,478	1,541	15,770	1,541	

注 1：この表の原価は、原発廃止、再稼働による電源構成の変化に伴い金額が大きく変化する費用項目に関するものであって、総原価ではない。ここであげた項目以外にも電源構成の変化によって変わりうる。

注 2：供給電力量・構成は、2013 年値上げ認可時、2014 年値上げ申請時ともに関西電力(2014)「電気料金の値上げについて」12 月、同(2014)「料金算定の前提となる需給関係資料」12 月による。

注 3：水力には揚水用動力が含まれる(揚水用動力を差し引いている)。

注 4：火力については、原発ゼロのケースでは地帯間・他社購入が、原発による電力量分、増加するとした。また、原発再稼働した場合は、石油が節約されて前回値上げ認可時まで減少し、その後、地帯間・他社購入が減少するものとした。

注 5：火力、原子力の燃料費の kWh 当たりの単価は、全ての試算ケースで 2014 年値上げ申請時と同等としている。また、メリットオーダー効果は資料制約により考慮していない。

注 6：事業税は、全ての試算ケースで 2014 年値上げ申請時と同等としている。

注 7：原発維持費は、二重計算を避けるため、2012 年値上げ認可時の 8 部門整理表における原子力発電費(固有)の年平均額から使用済燃料再処理等発電費、特定放射性廃棄物処分費を差し引いている。また、原子力バックエンド費用は、高浜 3・4 号機稼働ケースは 2014 年値上げ申請時、高浜 3・4 号機、大飯 3・4 号機稼働ケースは前回値上げ認可時と同等とした。

注 8：原発ゼロケース(中部電力電源構成)における火力の構成は、中部電力の 2013 年値上げ認可時の構成を採用している。

上表は、高浜 3、4 号機、大飯 3、4 号機を稼働させた場合(2 ケース)と原発ゼロケース(2 ケース)について値上げ申請時の料金計算結果と比較しながら示したものです。

それぞれの計算ケースについての特徴等をまとめると以下のとおりです。

① 2013 年値上げ申請

高浜 3、4 号機、大飯 3、4 号機を翌年再稼働させる条件で計算されたものですが、大島教授は、関電がなぜ非現実的な多めに原発再稼働を想定したのか疑問を呈しています。

② 2014 年値上げ申請時

2015 年 11 月から高浜 3、4 号機が再稼働することを想定しています。

③ 原発ゼロケース

②の原発依存分を他社購入に振り替え、原発の維持費をゼロにしています。

④ 原発ゼロケース(中部電力の電源構成)

関電の火力の構成は石油 30%、LNG58%、石炭 12%と高コスト構造となっており、中部電力の石油 1%、LNG74%、石炭 25%という構成比を想定した検討ケースです。

⑤ 高浜 3、4 号機フル稼働

原発で増えた発電量については主に石油火力の負担を減らします。

⑥ 高浜 3、4 号機、大飯 3、4 号機フル稼働

火力の負担は⑤と同じとし、他社購入の負担を減らしています。

右の表はそれぞれのケースについて電力単価を示しています。

②の再値上げ後の単価と比べて原発ゼロのケースでも値下げが実現できるし、⑥の原発稼働ケースより高いが、⑤より安くなることを示しています。また、④の原発ゼロで火力の燃料構成比を変えるケースが最も安価となっていますが、このことは原発ゼロにした場合、コストを押し上げる要因の一つに関電の火力の燃料構成にある

ことを示しているとし、大島氏は、これまでの原発依存のつげが、原発ゼロを選択したとき、電気料金を押し上げる要因になっていることを指摘しています。

各ケースの電力単価
円/kWh

①	9.98
②	12.02
③	10.77
④	9.34
⑤	11.34
⑥	10.23

(6)まとめ

以上の検討を通じて大島氏は次の点を指摘しています。

- ① 「原発再稼働しなければ電気料金が上昇する（料金値下げを行わない）」という命題は事実関係を単純化しすぎているばかりか、むしろ、一般国民の誤解を広げるものとなっている。
- ② （社会的コストを除いた）電気料金の原価だけでみた場合、原発ゼロであっても原価への影響が少ないケースもあり得る。
- ③ 原子力に過度に依存していなければ原発ゼロは電気料金を引き下げる可能性すらある。
- ④ 他方で、(別途検討したところによると)、原発ゼロで原子力発電設備等の減損処理を行えば、債務超過に陥る電力会社がでてくる可能性もある。原発ゼロでどのような影響がでるのか、丁寧な検討を行いながら政策課題の検討を行う必要がある。(Ur)

今後の裁判の日程

2016年9月30日(金)14:30～

本訴第12回口頭弁論

2017年1月17日(火)11:00～

本訴第13回口頭弁論

※終了後報告集会を行います。

※関西電力は7月12日の大津地裁の決定を不服として、7月14日付で大阪高裁に保全抗告の申立を行いました。このため、大阪高裁で抗告審がはじまります。日程は改めてお知らせします。

【支える会の状況】

会員 554 (545)

ニュース送付方法 メール 246 (243)

郵送 266(261)

ニュース不要 10(9)

2016年度会費納入件数 242 (226)

2015年度会費納入件数 253 (236)

()内は前回ニュースでお知らせした数

※メールアドレスの変更等連絡先の変更があった場合はお知らせください。

※年会費 2000 円の納入にご協力をお願いします。